

南部町公告第 32 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 28 日

南部町長 工 藤 祐 直

記

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件

物件 番号	施設名称	所在地	設置場所	貸付 面積	台数	最低貸付料 (税抜き)
1	南部町役場 (南部支所)	南部町大字沖田面 字沖中 46 番地	1 階自動販売 機コーナー	1.99 m ²	1 台	155,000 円

※ 1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※ 2 貸付物件に関する詳細は、別紙 1 「貸付物件説明書」による。

(3) 貸付期間

令和 8 年 11 月 2 日から令和 13 年 3 月 31 日までとし、期間の更新はしない。

2 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 南部町財務規則（平成 18 年南部町規則第 50 号）第 107 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (4) 個人の場合は南部町に住所を、法人の場合は三八管内に本店又は支店若しくは営業所を有し、国税並びに地方税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、この公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書を持参又は電子データ（メール）により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 受付期間 令和8年8月28日（金）から令和8年9月25日（金）まで
（土曜・日曜日、祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時15分から午後5時まで
- (3) 提出先 南部町役場 総務課 管財班
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1
メールアドレス：nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp

4 募集要項等の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和8年8月28日（金）から令和8年10月14日（水）まで
- (2) 縦覧場所 町ホームページに掲載
※町ホームページ>産業・まちづくり>入札・契約情報>入札

5 仕様書に対する質疑応答

仕様書に対する質疑がない場合も、質疑回答書により、総務課へメール又はFAXで送信すること。（様式は町ホームページよりダウンロード可）

- (1) 提出期限 令和8年10月2日（金）正午まで
- (2) 回答期日 令和8年10月8日（木）午後5時までに回答します。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月15日（木）午前10時から
- (2) 場所 南部町役場 3階 大会議室
- (3) 入札受付

入札に先立ち、入札会場入り口にて、書類の提出を済ませること。

受付時間内に提出を済ませられない場合は、入札に参加することができない。

書類の審査後、提出された書類に不備がある場合は担当者へ連絡をする場合がある。
なお、(1)に記載の入札日時までに不備を改められない場合、入札に参加することができない。

①受付時間 午前9時00分から午前9時20分

②提出書類

- ・誓約書
- ・委任状 ※入札書の提出の行為等を委任する場合
- ・一般競争入札参加資格結果通知書（様式7）

7 入札方法等

- (1) 入札書の日付は、入札日（令和8年10月15日）を記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額は、貸付期間中の貸付物件の貸付料総額（4年4ヶ月分の総額）を記載すること。
- (4) 入札の回数は1回とする。
- (5) 落札者がいない場合は不調とする。
- (6) 最低貸付料以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

8 入札条件

南部町財務規則に規定する入札者心得を遵守すること。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに入札辞退届出を総務課管財班まで提出すること。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (4) 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の金額又は料率を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料又は最低料率未満の入札
- (10) その他入札条件に違反した入札

13 その他

- (1) 最低落札金額は「有」とする。
- (2) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後本町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (3) その他、詳細は募集要項による。